

A35 開設する病院等の業務の一部として又はこれに付随して行われるものは収益業務に含まれず、特段の定款変更等は要しません。(附随業務として行うことが可能)

【解説】

附随して行われる業務とは、次に掲げるものです。

1. 売店・駐車場業等

病院等の施設内で当該病院等に入院若しくは通院する患者及びその家族を対象として行われる業務又は病院等の職員の福利厚生のために行われる業務であって、医療提供又は療養の向上の一環として行われるものをいいます。したがって、病院等の建物内で行われる売店、敷地内で行われる駐車場業等は、病院等の業務に付随して行われるものとされ、敷地外に有する法人所有の遊休資産を用いて行われる駐車場業は付随する業務に含まれないものとして取り扱います。

2. 通院患者の無償搬送

病院等の施設外で当該病院に通院する患者を対象として行われる業務であって、当該病院等において提供される医療又は療養に連続して行われるものをいいます。したがって、当該病院等への、又は、当該病院等からの患者の無償搬送は、病院等の業務に付随して行われるものとされ、当該病院等以外の病院から同じく当該病院等以外の病院への患者の無償搬送は付随する業務に含まれないものとして取り扱います。

3. 1.及び2.を外部の者に委託して行う場合

1.及び 2.の業務を、その法人以外の者に委託して行う場合にあっては、上記 1.及び 2.と同じ取り扱いをする。